



島根県報

平成22年4月1日(木)
号外第96号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	(財 政 課)	2
島根県立中海水中貯木場条例の規定による貯木場の区域の告示	(林 業 課)	2
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲	(水 産 課)	3

【内水面漁管委指示】

こいの持出しの禁止		3
-----------	--	---

告 示**島根県告示第258号**

相模原市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「岡山市」の下に「相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

島根県告示第259号

島根県立中海水中貯木場条例（昭和53年島根県条例第25号）第2条第2項の規定により、次のとおり島根県立中海水中貯木場の区域を告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から一般の縦覧に供する。

島根県立中海水中貯木場条例の規定による貯木場の区域の告示（平成21年島根県告示第555号）は、廃止する。

平成22年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県立中海水中貯木場の区域**(1) 位置**

松江市美保関町下宇部尾地先水面

(2) 区域

次のアからウまでの各地点を順次に結んだ線、エからケまでの各地点を順次に結んだ線、アの地点とケの地点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（方位は真方位とする。）

アの地点 基準点A（松江市美保関町下宇部尾地内の森山堤に設置された3級基準点（X -51950.994 Y 91211.280）をいう。以下同じ。）から315度、150メートルの地点

イの地点 基準点Aから14度、690メートルの地点

ウの地点 基準点Aから17度30分、690メートルの地点

エの地点 基準点Aから56度30分、740メートルの地点

オの地点 基準点Aから56度30分、830メートルの地点

カの地点 基準点Aから59度、810メートルの地点

キの地点 基準点Aから87度、870メートルの地点

クの地点 基準点Aから87度、840メートルの地点

ケの地点 基準点Aから112度30分、800メートルの地点

2 縦覧場所

島根県農林水産部林業課、松江水産事務所及び松江市役所

島根県告示第260号

平成22年島根県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成21年島根県告示第272号）は、廃止する。

平成22年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（三成ダム、布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）

内水面漁場管理委員会指示**島根県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成22年4月1日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 指示内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場からの持出し、検査を行うための持出し及び焼却、埋却等処分するための持出しは除く。

この場合、知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで